

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
野菜対策事業業務方法書
(重要野菜価格安定対策事業)

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
野菜対策事業業務方法書
(重要野菜価格安定対策事業)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会定款第4条の規定に基づき公益社団法人沖縄県園芸農業振興基金協会（以下「協会」という。）が行う野菜対策事業業務方法書（重要野菜価格安定対策事業）に係る業務方法について基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関と緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 協会は、別表の対象野菜の欄に掲げる対象野菜の価格が同表の保証基準価格の欄に掲げる保証基準価格より低落した場合において、その低落が対象野菜（重要野菜価格安定対策事業実施要領（昭和59年10月18日付制定、以下「実施要領」という。）の定めるところにより沖縄県知事の選定した対象産地の区域内で生産されるものに限る。以下同じ。）の出荷に関し実施要領の第5の3に規定する対象出荷団体(以下「対象農協」という。)との間に直接委託関係のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための価格補給金をその生産者に交付するため、対象農協に対して価格差補給交付金を交付する事業（以下「重要野菜価格安定対策事業」という。）を行う。

(対象野菜)

第4条 重要野菜価格安定対策事業に係る対象野菜は、別表の対象野菜の欄に掲げる対象野菜とし、次の各号の条件に該当しているものとする。

- 1 対象農協が、実施要領第6の生産出荷計画に基づき別表の対象市場の欄に掲げる市場に県外出荷野菜においては、出荷期間における県外への総出荷数量の2/3以上を共同出

荷、共同計算されていること。県内出荷野菜においては、出荷期間における県内への総出荷数量の1/2以上を共同出荷、共同計算されていること。

2 前号の販売は、無条件委託販売を行ったものであること。

3 沖縄県青果物標準出荷規格実施要領第3の沖縄県青果物標準出荷規格に基づいて格付されたものであること。ただし、C品及び規格外品については、交付金の交付対象外とする。

(対象市場)

第5条 重要野菜価格安定対策事業に係る市場は、別表の対象野菜の欄に掲げる対象野菜の区分に応じ同表の対象市場の欄に掲げる市場とする。

(対象出荷期間)

第6条 重要野菜価格安定対策事業に係る対象出荷期間は、別表の対象野菜の欄に掲げる対象野菜の区分に応じ同表の対象出荷期間の欄に掲げる期間とする。

(業務対象年間)

第7条 協会は、別表に掲げる対象野菜の対象市場及び対象出荷期間の区分に応じ同表の業務対象年間の欄に掲げる年間について業務を行うものとする。

2 協会は、価格差補給交付金の交付に充てるための準備金（以下「交付準備金」という。）が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他やむを得ないと認められる場合には、沖縄県知事の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 価格差補給交付金及び補給金の交付

(価格差補給交付金の交付に関する申込み)

第8条 対象農協は、別表に掲げる業務区分（以下「業務区分」という。）ごと及び業務対象年間ごとに価格差補給交付金の交付を受けたい旨を、その価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日2ヶ月前の前日までに、様式第1号の価格差補給交付金の交付申込書により申し込むものとする。

2 協会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該対象農協に通知するものとする。

(生産者負担金及び市町村負担金)

第9条 協会は、前条第2項の規定により対象農協に通知したときは、当該対象農協及び市町村に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表の資金造成単価の額に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、3分の1を乗じて得た額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した対象農協及び市町村に係る負担金の額は、本項本文により計算した額から、理事長が沖縄県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

3 対象農協は、負担金の全額をこの価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年の、対象出荷期間開始の31日前の日{その日が日曜日又は国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日に当たるときは、その翌日}までに納入するものとする。

4 協会は、第1項の規定により対象農協及び市町村に負担金を負担させるときは、当該対象農協及び市町村に様式第2号の負担金納入告知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第10条 第8条第2項の規定により通知を受けた対象農協は、様式第3号の価格差補給交付金交付予約数量増加申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申し込むことができる。

2 前2条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第8条第1項中「価格差補給交付金を受けたい旨をその価格補給交付金の交付を受けようとする最初の年」とあるのは「第10条第1項の規定により増加の申込みをした交付予約数量の増加分について価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年」と前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第10条第1項の規定により増加申込みをした交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第11条 協会は、対象農協が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日からその納入を終了する日の前日までの日数により、年利7.85パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第12条 対象農協は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

(価格差補給交付金を交付する場合)

第13条 協会は、業務区分ごとに第8条第1項の規定により申込みをした対象農協が、その生産者の委託を受けて対象出荷期間に対象市場に出荷した対象野菜の旬別の加重平均販売価格に相当する額(以下「旬別平均販売価格」という。)が、別表に掲げる保証基準価額(以下「保証基準価額」という。)を下回った場合に、対象農協に対し価格差補給交付金を交付するものとする。

2 協会は、旬別平均販売価格の算定に当っては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日(その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日)までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する日数が7日未満である旬の対象出荷期間に属する日は、対象出荷期間のその旬と接続している旬に含めるものとする。

(価格差補給交付金の金額)

第14条 対象野菜についての価格差補給交付金の金額は、業務区分ごと及び対象農協ごとに出荷旬別の価格差補給交付金単価に、対象農協がその生産者の委託を受けて当該出荷旬別の価格差補給交付金単価に対応する期間に対象市場に出荷した対象野菜の数量、(その数量が、その数量を対象出荷期間に対象市場に出荷した対象野菜の数量で除して得た数値に、対象出荷団体に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回った場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の価格差補給交付金単価は、業務区分ごとに保証基準価格から旬別平均販売価格(旬別平均販売価格が別表に掲げる最低基準価格を下回ったときは、当該最低基準価格)を差し引いて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第15条 農協は、対象市場の発行する仕切書に基づいて出荷旬別・支店(市町村単位)別精算明細書を作成し、その写しを協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された出荷旬別・支店(市町村単位)別精算明細書の写しに基づき、前 2 条の場合における対象野菜の出荷数量及び販売価格を認定するものとする。

(旬別平均販売価格の通知)

第 1 6 条 協会は、業務区分ごとに、対象出荷期間の終了後、遅滞なく、対象野菜の出荷数量及び旬別平均販売価格を算定し、その結果を関係対象農協及び沖縄県知事に通知しなければならない。

(価格差補給交付金の交付申請)

第 1 7 条 対象農協は、価格差補給交付金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から、15 日以内に様式第 4 号の価格差補給交付金交付申請書により申請するものとする。

(価格差補給交付金の交付)

第 1 8 条 対象農協は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、15 日以内にその交付金を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を、第 14 条第 1 項の委託に係る生産者に対してその委託に係る対象野菜の数量を基礎として、価格差補給交付金を交付しなければならない。

2 対象農協は、価格差補給交付金の交付を終了したときは、遅滞なく、様式第 5 号の報告書により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金の一部交付等)

第 1 9 条 協会は、対象農協が次の各号の一に該当する場合は、価格差補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 1 故意又は重大な過失により、第 8 条第 1 項の申込書に不実の記載をしたとき。
- 2 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- 3 交付を受けた価格差補給交付金について、生産者に対し交付を怠ったとき。
- 4 その他価格差補給交付業務の遂行上、多大な支障となる過怠行為があったとき。

(価格差補給交付金の削減)

第20条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金の額が別表の資金造成単価の欄に掲げる額に、当該交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金を交付した場合にあっては、交付準備金を財源として交付した額に相当する額の合計額を差し引いて得た額)を超えたときは、価格差補給交付金の金額から当該超える額を削減するものとする。

(交付準備金)

第21条 協会は、業務区分ごとに、第9条第1項の規定により対象農協から徴収する負担金、並びに沖縄県、市町村、及びその他の者から価格差補給交付金に充てることを条件として交付された金額を、交付準備金として積み立てるものとする。

(資金の管理)

第22条 資金は、業務区分ごとの勘定に区分して整理するものとする。

2 前項の勘定においては、対象農協の納入した負担金、及び価格差補給交付金に充てるものとして受け入れた金銭を区分ごとに経理する。

(勘定等の融通等)

第23条 協会は、前条第1項の業務区分ごとの勘定において、当該勘定に係る交付準備金に不足を生ずるときは、沖縄県知事の承認を得て、当該勘定に対して他の業務区分ごとの勘定に属する交付準備金を融通することができる。

2 業務区分ごとの勘定から生ずる果実は、特別交付準備金に繰り入れるものとする。

3 特別交付準備金は、本会の活動に必要な経費に充てることができる。

第3章 雑 則

(報告の徴収)

第24条 協会は、必要があるときは、対象農協から対象野菜の生産出荷状況その他、必要な事項について報告を徴することができる。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日より適用する。

附 則（平成20年7月31日付け沖縄県指令農第799号承認）

この業務方法書の一部変更は、沖縄県知事の承認を得た日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則（平成23年7月15日付け沖縄県指令農第693号承認）

この業務方法書の一部変更は、沖縄県知事の承認を得た日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則（平成24年7月6日付け沖縄県指令農第681号承認）

この業務方法書の一部変更は、沖縄県知事の承認を得た日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則（平成25年7月5日付け沖縄県指令農第878号承認）

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月18日付け沖縄県指令農第989号承認）

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月3日付け沖縄県指令農第737号承認）

この業務方法書の変更は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(別 表)

重要野菜価格安定対策事業(県内出荷野菜)保証基準価格表(平成29年度～平成31年度)

<単位:円/kg当たり>

業 務 区 分			業 務 対 象 年 間	保 証 基 準 額	最 低 基 準 額	資 金 造 成 単 価
対象野菜	対象市場	対象出荷期間				
キャベツ	沖縄県中央 卸売市場	4月～5月	平成29年4月 1日 ～	67	51	16
		11月～3月	平成32年3月 31日	77	57	20
きゅうり	〃	4月～ 8月	〃	200	150	50
		11月～12月		317	238	79
		1月～3月		221	166	55
トマト	〃	4月～7月	〃	187	140	47
		11月～12月		335	251	84
		1月～3月		218	164	54
なす	〃	4月	〃	246	185	61
		5月～8月		184	138	46
		9月～3月		246	185	61
へちま	〃	4月～5月	〃	261	196	65
		6月～11月		142	106	36
		12月～3月		315	236	79
ばれいしょ	〃	4月～5月	〃	133	100	33
		1月～3月		140	105	35
とうがん	〃	4月	〃	145	108	37
		5月～6月		83	62	21
		3月		145	108	37
島にんじん	〃	11月～2月	〃	316	237	79
島らっきょう	〃	4月～7月	〃	412	309	103

(別 表)

重要野菜価格安定対策事業(県外出荷野菜)保証基準価格表(平成29年度～平成31年度)

<単位:円/kg当たり>

業 務 区 分			業務対象年間	保証基準額	最低基準額	資金造成単価
対象野菜	対象市場	対象出荷期間				
とうがん	県外市場	4月～6月	平成29年4月1日	182	162	20
		11月～3月	平成32年3月31日	227	207	20
かぼちゃ	〃	5月	〃	408	382	26
すいか	〃	4月～5月	〃	211	187	24
		12月～3月		233	209	24
さやいんげん	〃	4月～5月	〃	806	747	59
		11月～3月		950	891	59
スイートコーン	〃	4月～5月	〃	400	370	30
		3月		400	370	30
さといも	〃	4月～5月	〃	1,028	984	44
		6月～8月		863	819	44
		12月～3月		1,220	1,176	44
ゴーヤー	〃	4月～5月	〃	418	359	59
		6月～8月		382	323	59
		12月～3月		495	436	59

様式第1号(第8条関係)

価格差補給交付金交付申込書 (重要野菜価格安定対策事業)

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

平成 年 月 日

農協名
代表者名 ⑩

貴協会の野菜対策事業業務方法書（重要野菜価格安定対策事業県内出荷野菜又は県外出荷野菜）を承知の上、下記に掲げる業務区分により、価格差補給交付金の交付を受けたいので申込みます。

記

1. 業務区分（県内出荷野菜又は県外出荷野菜）

対象野菜	対象出荷期間	交付予約数量
		トン

2. 業務対象年間

平成 年4月1日～平成 年3月31日

負担金納入告知書 (重要野菜価格安定対策事業)

殿

沖園振基協第 号
平成 年 月 日

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長

当協会の野菜対策事業業務方法書（重要野菜価格安定対策事業県内出荷野菜又は県外出荷野菜）の第9条、及び沖縄県の重要野菜価格安定対策事業実施要領第7に基づく、負担金は、下記のとおりとなりますので、通知します。

記

1. 業務区分（県内出荷野菜又は県外出荷野菜）

対象野菜	対象出荷期間	交付予約数量	負担金
		トン	円

2. 負担金額 円

3. 納入期限 平成 年 月 日

4. 納入方法

様式第3号(第10条関係)

価格差補給交付金交付予約数量増加申込書 (重要野菜価格安定対策事業)

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

平成 年 月 日

農協名
代表者名

印

貴協会の野菜対策事業業務方法書(重要野菜価格安定対策事業県内出荷野菜又は県外出荷野菜)を承知の上、下記に掲げる業務区分により、交付予約数量を増加したいので申込みます。

記

1. 業務区分 (県内出荷野菜又は県外出荷野菜)

対象野菜	対象出荷期間	既予約数量	増加申込数量
		トン	トン

2. 増加申込の理由

様式第4号(第17条関係)

価格差補給交付金交付申請書 (重要野菜価格安定対策事業)

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

平成 年 月 日

農協名
代表者名

印

貴協会の野菜対策事業業務方法書（重要野菜価格安定対策事業県内出荷野菜又は県外出荷野菜）の第17条の規定により、下記のとおり価格差補給交付金の交付を申請します。

記

1. 価格差補給交付金交付申請額 円

2. 業務区分（県内出荷野菜又は県外出荷野菜）

対象野菜	対象出荷期間	交付対象数量	交付申請額
		k g	円

注：交付対象数量、交付申請額は、対象出荷期間の品目毎の合計として記入すること。

価格差補給交付金交付報告書 (重要野菜価格安定対策事業)

公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会
理事長 殿

平成 年 月 日

農協名
代表者名 ⑩

貴協会より交付を受けた、野菜対策事業業務方法書（重要野菜価格安定対策事業県内出荷野菜又は県外出荷野菜）の価格差補給交付金については、下記のとおり生産者へ交付しましたので、報告します。

記

1. 業務区分（県内出荷野菜又は県外出荷野菜）

対象野菜	対象出荷期間	価格差補給交付金受領額	受領年月日
		円	

2. 生産者に対する交付済額 円

3. 生産者別交付金交付明細